

平成18事業年度

# 事業報告書

独立行政法人農薬検査所

## 目次

1	業務の目的及び内容	1
2	事業所の所在地	2
3	資本金の総額及び政府の出資額並びにこれらの増額	2
4	役員の定数並びに各役員の氏名、役職及び任期	2
5	常勤職員数及びその増減	2
6	法人の沿革	2
7	根拠法	2
8	主務大臣	2
9	年度計画に定めた項目毎の実績	別 添
10	法人の組織図	3

## 1 業務の目的及び内容

### （業務目的）

独立行政法人農薬検査所は、農薬の品質の適正化、及びその安全性の確保を図ることを目的として、独立行政法人農薬検査所法（平成11年法律第187号）に基づき、農薬の検査等を行う。

### （業務内容）

#### （1）農薬の検査

- ① 農林水産大臣の指示により、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく農薬の登録検査等を行う。
- ② 効率的かつ効果的な農薬検査に資するため、申請者から要望があった場合には、登録に必要な試験成績の内容等について技術的指導を実施する。

#### （2）（1）の業務に附帯する業務

##### ① 農薬G L P適合確認

農薬の登録申請に係る安全性に関する試験成績の信頼性確保のため、農林水産省消費・安全局長の要請に応じ、試験施設に対する農薬G L P（Good Laboratory Practice：優良試験所規範）の適合確認を行う。

##### ② 国際調和への対応

国との連携・協力の下、O E C D農薬作業部会及びG L P作業部会等に職員を出席させ、農薬の検査に関する国際調和を図る。

##### ③ 調査研究

近年の科学技術の進歩に対応した農薬の検査技術の向上や検査内容の改善が求められていることから、農薬の検査技術の向上等に係る調査研究を行う。

##### ④ 情報の適正な収集・分析及び積極的な提供等

農薬の品質の適正化及び安全性の確保を図るとともに、農薬の検査を適切に行うため、農薬の安全性等に関する情報をホームページで積極的に提供するとともに、農薬についての消費者、生産者、事業者等からの問い合わせに適切に対応する。

##### ⑤ 海外技術支援

発展途上国等からの要請に応じ、国等との連携の下、農薬に関する専門技術的な面での支援を行う。

##### ⑥ アンケート調査の実施

農薬の検査等の業務について、申請者及び国内管理人に対しアンケート調査を行い、その結果を分析するとともに、当該業務の質の向上を図る。

### (3) 農薬取締法等の規定による集取及び立入検査

農林水産大臣の指示により、農薬取締法の規定による農薬等の集取及び製造者等への立入検査又は遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年6月18日法律第97号）の規定による立入り、質問、検査及び収去を行う。

## 2 事業所の所在地

〒187-0011

東京都小平市鈴木町2-772

## 3 資本金の総額及び政府の出資額並びにこれらの増額

総額 3,759,863千円

政府の出資額 3,759,863千円

## 4 役員の定数並びに各役員の氏名、役職及び任期

役職	定数	任期	氏名	
理事長	1名	4年	山口 勇	(H17.4.1~H21.3.31)
理事	1名	2年	森田 征士	(H17.4.1~H19.3.31(再任))
監事	2名	2年(非常勤)	赤堀 文昭	(H17.4.1~H19.3.31(再任))
		2年(非常勤)	助川 正文	(H17.4.1~H19.3.31(再任))

## 5 常勤職員数及びその増減

平成18年度末常勤職員数71人(定員数72人)

## 6 法人の沿革

昭和22年 東京都北区西ヶ原(農事試験場内)に農林省農薬検査所として設立

昭和24年 生物課が現在地に移転

(昭和30年化学課、昭和32年総務課が移転して移転完了)

平成13年 独立行政法人農薬検査所として設立

## 7 根拠法

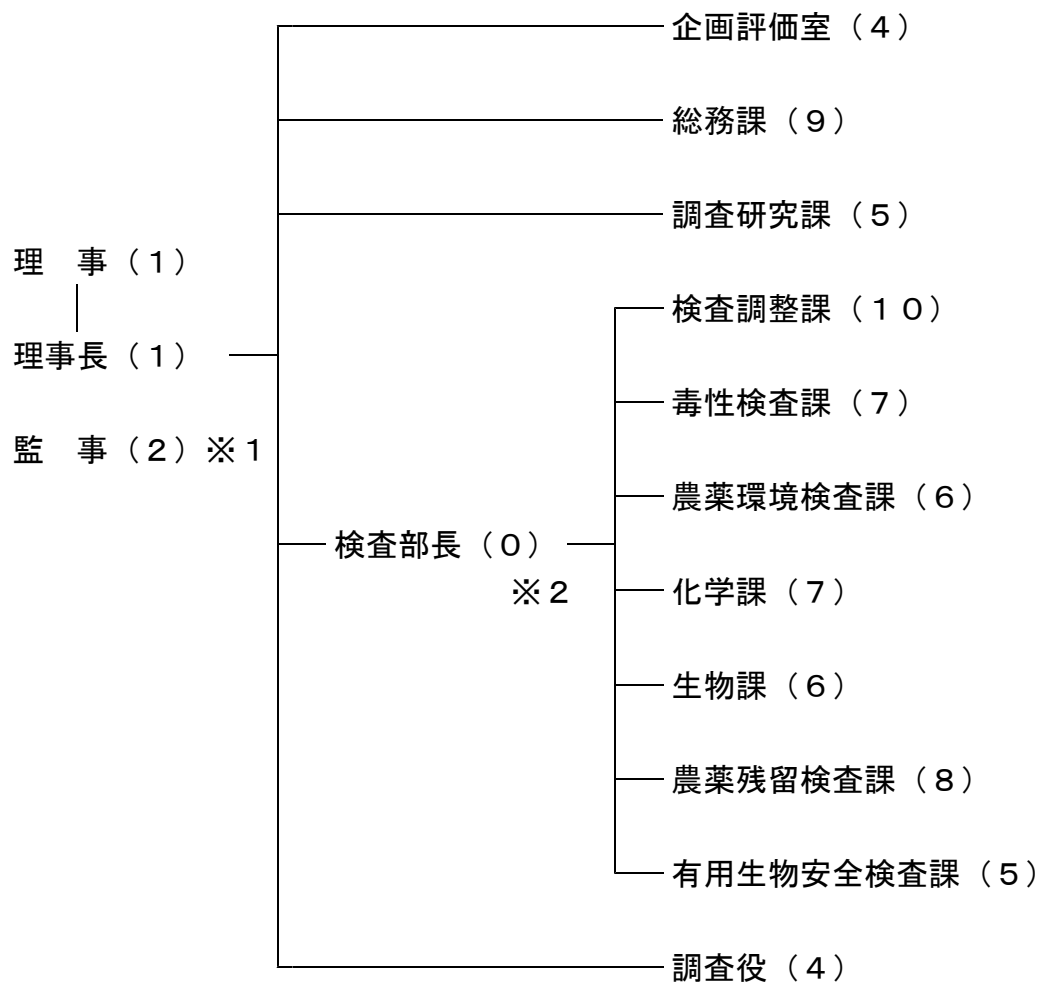
独立行政法人農薬検査所法(平成11年法律第187号)

## 8 主務大臣

農林水産大臣

## 9 年度計画に定めた項目毎の実績(別添)

10 法人の組織図



※1：非常勤

※2：平成19年3月31日付けで独立行政法人農林水産消費技術センターに出向したことによる。

( ) 内は平成18年度末人数

## 独立行政法人農薬検査所平成18年度事業報告書

[中期目標・中期計画の各項目ごとの評価]

中期目標項目	中期計画項目	年度計画項目	事業年度報告
			<p>【平成18年度における農薬を巡る情勢と農薬検査所の対応】</p> <p>平成18年度は、引き続き改正農薬取締法に対応するための登録申請が多数あり、前年度を上回る件数の農林水産大臣からの検査指示があった。</p> <p>こうしたなかで、生産量の少ない農作物（マイナー作物）に対する更なるグループ化の要望及び水質汚濁に係る農薬登録保留基準の改正等に対応するためのテストガイドライン等の見直し、水産動植物への影響に係るテストガイドラインの開発・検証をはじめとする国の施策に対する技術的支援を行いつつ、前年度を上回る件数の登録検査を終了した。</p> <p>なお、農薬の登録検査期間については、概ね目標を達成した。</p>
第2 業務運営の効率化に関する事項	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置
<p>I 業務の重点化・効率化</p> <p>1 農薬の検査</p> <p>農薬の登録申請に係る検査の実施については、G L P (Good Laboratory Practice : 優良試験所規範) 制度に基づいて実施することを求めている試験項目について、当該試験の信頼性に係る検査を定型化することにより、検査精度の維持を図りつつ検査を効率的かつ効果的に実施することとする。これにより、前中期目標において目標とした検査期間を、この中期目標期間中に更に5%程度短縮することとし、具体的には、次に掲げる</p>	<p>I 業務の重点化・効率化</p> <p>1 農薬の検査</p> <p>農薬の登録申請に係る検査の実施については、G L P 制度に基づいて実施することを求めている試験項目の検査について、当該試験の信頼性に係る検査項目等の定型化を図る等、効率的かつ効果的に実施することにより、前中期目標において目標とした検査期間を、この中期目標期間中に更に5%程度短縮することとし、具体的には、次に掲げる目標期間内(注1)に検査を完了させるため、以下の(1)から(4)までの措置を講じる。</p>	<p>I 業務の重点化・効率化</p> <p>1 農薬の検査</p> <p>農薬の登録申請に係る検査の実施については、G L P 制度に基づいて実施することを求めている試験項目の検査について、当該試験の信頼性に係る検査項目等の定型化を図る等、効率的かつ効果的に実施することにより、前中期目標において目標とした検査期間を、この中期目標期間中にさらに5%程度短縮することとし、具体的には、次に掲げる目標期間内(注1)に検査を完了させるため、以下の(1)から(4)までの措置</p>	<p>I 業務の重点化・効率化</p> <p>1 農薬の検査</p> <p>農薬の登録申請に係る検査の実施については、G L P 制度に基づいて実施することを求めている試験項目の検査について、当該試験の信頼性に係る検査項目等の定型化を図った。</p> <p>今年度は、農林水産大臣から継続分を含め前年度を更に上回る3,596件(前年比9%増)の検査指示があった。</p> <p>このうち、基準設定必要農薬の検査指示は269件(前年比21%増)であったが、平成18年度内に検査が終了した52件のうち迅速化に係る目標期間である1年4ヶ月以内に検査を終了したものは48件(検査終了件数に対する割合:92%)であった。</p> <p>また、基準設定不要農薬の検査指示は3,327件であったが、今年度内に検査を終了した2,140件(前年比11%増)のうち迅速化に係る目標期間である10.5ヶ月以内に検査を終了したものは2,076件(検査終了件数に対する割合:97%)であった。</p> <p>基準必要農薬で目標を達成できなかった4件は、平成15年7月に我が国の農薬のリスク評価体制の変更に伴い、具体的処理手順に</p>

る目標期間内（注 1）に検査を完了させる。

○迅速化の目標

- ア 農薬取締法（昭和 23 年法律第 8 2 号。以下、「法」という。）第 3 条第 1 項第 4 号から第 7 号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の検査については 1 年 4 ヶ月以内
- イ ア以外の農薬の検査については 10. 5 ヶ月以内

（注 1）検査の過程で追加試験成績等の提出が必要な場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間及び登録申請された農薬の一日摂取許容量等が設定されるまでに要する期間は、検査期間に含まないものとする。

○迅速化の目標

- ア 法第 3 条第 1 項第 4 号から第 7 号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬については 1 年 4 ヶ月以内
- イ ア以外の農薬の検査については 10. 5 ヶ月以内

（注 1）検査の過程で追加試験成績等の提出が必要な場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間及び登録申請された農薬の一日摂取許容量等が設定されるまでに要する期間は、検査期間に含まないものとする。

を講じる。

○迅速化の目標

- ア 農薬取締法（昭和 23 年法律第 8 2 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項第 4 号から第 7 号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬については 1 年 4 ヶ月以内
- イ ア以外の農薬の検査については 10. 5 ヶ月以内

（注 1）検査の過程で追加試験成績等の提出が必要な場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間及び登録申請された農薬の一日摂取許容量等が設定されるまでに要する期間は、検査期間<sup>(※1)</sup>内に検査を完了させる。

ついて、関係 4 府省の間での協議が整うまでの間、農薬検査所において検査が終了したにも拘わらず送付ができなかったことによるものである。

基準設定不要農薬で目標を達成できなかった 6 4 件は、①作物名及び使用方法の検討に時間を要したもの（みょうが：花穂（花みょうが）と軟化させた新芽（みょうがたけ）は、別作物であるが、両方を収穫する体系の使用方法等の検討に時間を要した。）、②有効成分毎の総使用回数の調整に時間を要したこと、等によるものである。

今年度における目標期間の達成状況

	指示 件数 <small>(当年度+ 継続分)</small>	検査終了 件数	目標達成 件数 <small>(対検査終了 件数比)</small>	目標達成 率(%) <small>(注)</small>	目標期間 (月)
ア:基準必要	269	52	48	92%	16 月
イ:上記以外	3,327	2,140	2,076	97%	10.5 月

（注）基準の設定が必要な農薬の検査期間については、昨年度の評価委員会の指摘をふまえて見直しを行った計測方法により算出した。

（参考） 1. 第 1 期中期目標期間における基準設定必要農薬における検査期間の目標達成状況

年度	指示 件数 <small>(当年度+継続分)</small>	検査終了 件数	目標達成件数 <small>(対検査終了件数比) 目標達成率(%)</small>	目標 期間 (月)
17	220	23	18(78%)	17
16	151 ( 60)	7 7	7(100%) 7(100%)	
15	101 ( 51)	10 10	10(100%) 10(100%)	

14	91 (1)	48	48 (100%)
13	98	27	27 (100%)

注：16年度及び15年度の( )内は再評価農薬を除いた件数を示す。

(参考) 2. 第1期中期目標期間における基準設定不要農薬の  
検査期間における目標達成状況  
(上段：通常登録検査、下段：緊急登録検査)

年度	指示 件数 <small>(当年度+継続分)</small>	終了 件数	目標達成件数 <small>(対検査終了件数比)</small> 目標達成率(%)	目標 期間 (月)
17	3,068	1,920	1,811 (94%)	11
16	2,158 緊急 7	1,036 緊急 7	989 (96%) 0 ( 0%)	
15	1,882 緊急 147	1,096 緊急 140	1,049 ( 96%) 緊急140 (100%)	
14	2,807 緊急 684	1,409 緊急 662	1,395 ( 99%) 緊急662 (100%)	
13	1,882	893	865 (97%)	

(参考) 3. 第1期及び第2期中期目標期間における平均検査期間  
(月)

年度	13	14	15	16	17	18
基準 必要	8.9	10.4	9.7	10.6	15.0	8.9(注)
基準	5.5	6.0	7.0	6.0	6.3	5.5



不要

(注)平成18年度の基準の設定が必要な農薬の検査期間については、昨年度の評価委員会の指摘をふまえて見直しを行った計測方法により算出した。

(1)検査項目の重点化  
G L P 試験成績の信頼性に係る項目についてチェックリストを作成し、農薬の登録申請に係る検査を効率的かつ効果的に実施する。

(2)検査業務の進行管理の充実  
検査を行うに当たり、「検査進行管理表」に基づき各検査の進捗状況を総合的かつ定期的に点検し、検査の遅延の要因を分析して、検査の迅速化を図る。

具体的には、  
ア 検査全体の進捗状況を検査職員全員が随時把握できるように、検査所内LANシステムを改良する。  
イ 法第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の検査については、  
① 農林水産大臣からの検査指示から、基準設定等を行う厚生労働省、環境

(1)検査項目の重点化  
農薬の登録申請に係る検査が効率的かつ効果的に実施できるよう、G L P 試験成績の信頼性に係る項目についてチェックリストを作成し試行する。

(2)検査業務の進行管理の充実  
登録検査に係る農薬について、「検査進行管理表」を作成し、これに基づき概ね3ヶ月に1回の頻度で検査進行管理会議を開催し、検査の遅延の要因を分析し、適切な措置を講じる。また、検査遅延防止のため、毎月1回、各検査担当課において検査進行状況を確認し、遅延がある場合は適切な措置を講じる。さらに、  
ア 検査進行状況把握システムの改善を図るため、各課の要望の把握、検討  
イ 検査進行状況の把握及び遅延の要因分析に資するため、検査期間を検査指示から食品安全委員会送付までの検査期間及び全検査期間別に把握、整理を行う。

(1)定形的な検査項目について簡略化を行い、それ以外の検査項目への重点化を図ることを目的に、G L P 試験成績の信頼性に係る項目についてチェックリストを作成し、試行した。

(2)「検査進行管理表」は毎月2回作成し、その結果を踏まえ、検査進行管理会議を3か月毎(5・8・11・2月)に行うことにより検査進行状況の定期的点検及び検査の遅延要因把握を行うとともに、検査遅延防止のため、毎月1回、各検査担当課において検査進行状況を確認するなどにより検査の迅速化に努めた。

ア 検査進行状況把握システムについて各課に対し、システムの利用状況及び要望事項の有無についてアンケートを実施し、システムの更新時期を改善した。  
イ 四半期ごとに検査が終了した農薬について検査期間を検査指示から食品安全委員会送付までの検査期間及び全検査期間別に把握、整理を行った。

	<p>省及び毒性評価を行う食品安全委員会に基準設定等に必要な資料を送付するまで</p> <p>② 農林水産大臣からの検査指示から、同大臣への検査結果の報告までの検査期間について、きめ細かく検査の進捗状況を把握し、検査期間の削減を図る。</p> <p>(3) 機動的な人員配置の強化 検査の進行状況を踏まえ、必要に応じて検査職員を機動的に配置する。</p> <p>(4) 職員に対する研修のカリキュラムの策定と研修の実施 業務内容の高度化及び専門化に対応しつつ、検査の迅速化を図るため、新たに体系的な所内研修カリキュラムを策定し、これに基づく研修を実施する。</p>	<p>(3) 機動的な人員配置の強化 機動的な人員配置を行うため、検査進行状況等業務進捗状況を把握の上、機動的配置の可否を運営委員会において検討する。</p> <p>(4) 職員に対する研修のカリキュラムの策定と研修の実施 ア 登録検査に要求される毒性及び残留性等に関する高度の専門知識の涵養を可能とするため、新たに体系的な所内研修カリキュラムを策定する。 イ 策定したカリキュラムに基づいた研修を実施する。</p>	<p>(3) 平成18年12月に農林水産省から要請のあった登録準備について早急に対処するよう依頼があったことから、平成18年12月18日開催の運営委員会において応援態勢を組織し、当該農業の登録に必要な試験成績についての事前調査を行うことを決定し、職員5名を機動的に配置した。</p> <p>(4) 登録検査に要求される毒性及び残留性等に関する高度の専門知識の涵養を行うため、新たに体系的な所内研修カリキュラムを策定し、策定したカリキュラムに基づき11回(80名)の研修を実施した。</p>
<p>2 1の業務に附帯する業務 調査研究等のこれまで附帯業務として実施してきた業務については、検査検定を主たる業務として実施する法人にふさわしいものに特化・重点化する。</p>	<p>2 1の業務に附帯する業務 調査研究等のこれまで附帯業務として実施してきた業務については、検査検定を主たる業務として実施する法人にふさわしいものに特化・重点化する(具体的措置は、「第2、2(3)調査研究の重点化」において後述)。</p>	<p>2 1の業務に附帯する業務 調査研究等のこれまで附帯業務として実施してきた業務については、検査検定を主たる業務として実施する法人にふさわしいものに特化・重点化する(具体的措置は、「第2、2(3)調査研究の重点化」において後述)。</p>	

## II 組織体制の整備

- 1 行政ニーズ及び社会情勢の変化に柔軟に対応するため、理事長の指導の下、効率的に業務を推進するための組織体制を整備する。
- 2 業務運営（会計を含む。）を横断的に監査する内部監査体制の充実・強化を図る。
- 3 検査検定3法人の統合に向けた検討を行う中で、そのメリットを最大限発揮するとともに、効率的かつ効果的な運営を確保する観点から、組織について、管理部門等の効率化を含めた再編統合を行い、早期に一体的運営を図るための検討を行う必要がある。このため、統合後の組織体制の検討及び円滑な再編を実施するための必要な体制を整備する。

## II 組織体制の整備

- (1) 行政ニーズ及び社会情勢の変化に柔軟に対応するため、理事長の指導の下、効率的に業務を推進するための組織体制を整備する。
- (2) 業務運営（会計を含む。）を横断的に監査する内部監査体制を強化するため、業務執行マニュアル類を整備するとともに、理事長の指名する者を長とする内部監査委員会を設置・運営することにより、検査業務の質の向上に資する。
- (3) 組織の再編統合の検討及び円滑な再編を実施するため、検査検定3法人を横断した体制を整備する。

## II 組織体制の整備

- (1) 必要に応じて理事長の指導の下、効率的に業務を推進するための組織体制を整備する。
- (2) 内部監査の基準となる業務執行マニュアル類を作成するため、業務の現状分析を行い、業務手順の標準化を行う。
- (3) 内部監査を横断的に行う内部監査委員会を設置・運営する。
- (4) 平成19年4月の統合法人発足時から統合のメリットを発揮するため、独立行政法人農薬検査所（以下「検査所」という）、独立行政法人消費技術センター及び独立行政法人肥飼料検査所（以下これらを合わせて「検査検定3法人」という。）合同の統合準備委員会の下、各種専門委員会を設置し、平成19年4月の統合法人発足時から統合のメリットを発揮しつつ、さらに質の高い業務の実施を可能とする体制を構築する

## II 組織体制の整備

- (1) 農薬検査業務に係る業務・システムの最適化を検討するため、外部コンサルタント業者により現行業務・システムについての予備調査を実施するとともに、これに必要な連絡調整体制を、農薬登録検査担当課に整備した。
- (2) 農薬登録検査担当課において、登録検査の流れに基づき業務の現状を整理・分析し、業務手順の標準化を進めた。
- (3) 内部監査を横断的に行う委員会は設置・運営していないが、理事長の指名による職員により、会計面の監査は独立行政法人農薬検査所会計規程（平成13年4月1日付け13葉検第4号）及び独立行政法人農薬検査所契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13葉第37号）に基づき、平成17年度における100万円以上の契約を対象に、平成18年5月に内部監査を実施し、問題のないことを確認した。また業務面の監査は、理事長の指名による職員により、上記（2）で標準化を進めた文書にもとづき、平成18年度に登録した農薬4件を対象に、平成19年3月20～23日に内部監査を実施し、登録検査が良好に行われていることを確認した。
- (4) 平成19年4月の独立行政法人農林水産消費技術センター及び独立行政法人肥飼料検査所との円滑な統合に向け、統合法人の組織体制、業務の効率的な実施等について検討するため、検査検定3法人の役員等で構成される「検査3法人統合準備委員会」を設置し、農林水産省との綿密な連携の下に統合準備作業を進めた。  
また、検査3法人統合準備委員会のもと、業務に関する事項を検討する業務検討グループ、人事、会計等総務に関する事項を検討する総務検討グループを設置し、細部事項の検討を行った。

<p>III 業務運営能力の向上</p> <p>科学技術の進歩に対応しつつ確かな検査・分析の実施に資するよう、職員の技術的水準の維持・向上を図るための研修及び資格の取得を計画的に推進するとともに、先進的な技術、知識等の導入に努める。</p> <p>また、検査検定3法人の統合に向けた検討を行うことにより、効率的かつ効果的な運営が行われるよう、検査・検定の知識・技術の共有化を図るための取組を行う。</p>	<p>III 業務運営能力の向上</p> <p>科学技術の進歩に対応しつつ確かな検査・分析の実施に資するよう、職員の技術的水準の向上を図るため、次に掲げる研修及び資格等の取得を計画的に推進する。</p> <p>(1) 検査事項に応じた研修計画を策定し、所内研修を計画的に実施する。</p> <p>(2) 検査・分析技術への先進的な技術、知識等の導入が促進されるよう、他機関等の外部研修を計画的に活用する。さらに、検査・検定の知識・技術の共有化を図るよう、検査検定3法人合同で研修を行う。</p>	<p>ための検討を行う。</p> <p>III 業務運営能力の向上</p> <p>(1) 検査事項に応じた所内研修計画を策定・実施する。</p> <p>(2) 所内研修で習得が難しい技術、知識等については他機関等の外部研修を計画的に活用する。</p> <p>(3) 平成19年4月に統合が予定されている検査検定3法人の検査・検定の知識・技術の共有化に資するための合同研修を行う。</p>	<p>III 業務運営能力の向上</p> <p>(1) 登録検査に要求される毒性及び残留性等に関する高度の専門知識の涵養を行うため、新たに体系的な所内研修カリキュラムを策定し、策定したカリキュラムに基づき11回(80名)の研修を実施した。</p> <p>(2) 所内研修で習得が難しい技術、知識等については9件の外部研修を活用し、16名の職員を参加させた。</p> <p>(3) 検査検定3法人の検査・検定の知識・技術の共有化に資するため、各法人の業務内容等に関する研修、G L P制度に関する研修及び食品安全に係るリスク管理に関する分析技術研修の合同研修を3回(5名)実施した。</p>
<p>IV 外部委託(アウトソーシング)による業務の効率化</p> <p>専門技術的知見の必要性が低い作業等の中で、以下の業務については早期にアウトソーシングを行う。また、以下の業務以外についてもアウトソーシングを行う方が効率的な業務を整理し、当該業務のアウトソーシングを推進する。なお、検査検定3法人の統合が行われた後は、検査検定3法人一体となってアウトソーシングを推進する。</p> <p>① アンケート調査票の発送及び回答の集計作業</p> <p>② 専門技術的知見の必要性が低い試薬の調製作業等</p>	<p>IV 外部委託(アウトソーシング)等による業務の効率化</p> <p>専門技術的知見の必要性が低い作業等の中で、以下の業務については、早期にアウトソーシングを行う。なお、検査検定3法人の統合が行われた後は、検査検定3法人一体となってアウトソーシングを推進する。</p> <p>① アンケート調査票の発送及び回答の集計作業</p> <p>② 専門技術的知見の必要性が低い試薬の調製作業等</p> <p>③ ホームページ及び検索システムの運営管理</p> <p>④ 専門知識を要しない外国文献の翻訳</p>	<p>IV 外部委託(アウトソーシング)等による業務の効率化</p> <p>(1) 情報の取扱や検査分析業務の信頼性の確保に留意しつつ、専門技術的知見の必要性が低い以下の業務については、早期にアウトソーシングを行うため、検査検定3法人合同の「業務運営改善委員会(仮称)」において検討するとともに、必要な諸規程等を整備する。</p> <p>① アンケート調査票の発送や回答の集計作業</p> <p>② 専門技術的知見の必要性が低い試薬の調製作業等</p>	<p>IV 外部委託(アウトソーシング)等による業務の効率化</p> <p>検査3法人統合準備委員会の下に設置した業務運営改善委員会において「業務外部委託(アウトソーシング)推進の方針について」を、当所において「独立行政法人農薬検査所業務外部委託に関する規程」を定めた。また、これらをもとに年度計画に記載のアウトソーシング検討事項について検討を行い、外部の専門業者に委託した方が業務運営の効率化に繋がるものとして、アンケート調査票の発送や回答の集計作業1件、試薬の調製作業1件及び外国文献の翻訳2件についてアウトソーシングを実施した。</p> <p>また、上記の業務以外について検討した結果、業務運営の効率化に繋がる作業はなかった。</p>

<p>③ ホームページ及び検索システムの運営管理</p> <p>④ 専門知識を要しない外国文献の翻訳</p>	<p>このため、次の規程（仮称）等を整備する。</p> <p>① 業務外部委託規程</p> <p>② 委託（入札）仕様書</p> <p>③ 委託先（業者）選定基準</p> <p>また、上記以外の業務についてもアウトソーシングする方が効率的な業務を整理するため、検査検定3法人合同の「業務運営改善委員会（仮称）」による検討を行う。</p>	<p>③ ホームページ及び検索システムの運営管理</p> <p>④ 専門知識を要しない外国文献の翻訳</p> <p>(2)(1)以外の業務についても、効率化を図るため、「業務運営改善委員会（仮称）」において、アウトソーシングの可能性を検討する。</p>	
<p>V 分析機器に関する効率化</p> <p>検査所に設置されている分析機器等については、その稼働状況等を踏まえ、有効活用及び効率的な運用を図るとともに、更新に当たっては、検査検定3法人全体の必要性を踏まえた精査を行う。</p>	<p>V 分析機器の効率的活用</p> <p>検査所に設置されている分析機器等については、定期的に機器の稼働状況等の調査を行い、その結果を踏まえた検査計画を策定することにより、既存の機器の稼働率の向上を図る。</p> <p>また、分析機器等の更新に当たっては、耐用年数の経過状況等のほか、検査検定3法人全体としての必要性を十分に検討する。</p>	<p>V 分析機器の効率的活用</p> <p>(1) 既存の分析機器の稼働率向上を図るため、分析機器管理規定に基づき、統括管理責任者は分析機器の使用状況を把握の上、稼働計画を策定する。</p> <p>(2) 分析機器等の新規購入及び更新にあたっては、耐用年数に留意しつつ、検査検定3法人全体としての必要性を十分に検討する。</p>	<p>V 分析機器の効率的活用</p> <p>(1) 分析機器協議会において平成17年度の分析機器利用状況の把握を踏まえ検討を行い、今年度の稼働計画を策定した。</p> <p>(2) 検査検定3法人として機器の有効活用を図るため、業務運営改善委員会において、分析機器等の新規購入及び更新について必要な調整を行った。</p>
<p>VI 業務運営の効率化による経費の抑制</p> <p>業務運営の効率化による経費の抑制については、検査検定3法人の各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、少なくとも対前年度比で一般管理費を3%、業務経費を1%抑制する。以上に加え、検査検定3法人の統合後においては、法人全体として、管理部門等の効率化、検査検定等業務の重点化及び効率化を行い、統合メリ</p>	<p>VI 業務運営の効率化による経費の抑制</p> <p>業務運営の効率化による経費の抑制については、検査検定3法人の各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、検査業務等の合理化と効率化を図り、少なくとも対前年度比で一般管理費を3%、業務経費を1%抑制する。</p> <p>以上に加え、検査検定3法人の統合後においては、法人全体として、管理部門の効率</p>	<p>VI 業務運営の効率化による経費の抑制</p> <p>各事業年度の人件費を除く運営費交付金で行う事業について、検査業務等の合理化と効率化を図り、少なくとも対前年度比で一般管理費を3%、業務経費を1%抑制する。</p>	<p>VI 業務運営の効率化による経費の抑制</p> <p>人件費を除く運営費交付金で行う事業に要した経費について、平成17年度一般管理費53百万円を基準に対前年度比で6.7%、平成17年度業務経費221百万円を基準に対前年度比17.7%の削減を行った。</p>

<p>ットを発揮することにより、更なる経費の抑制を行う。</p>	<p>化、検査検定等業務の重点化及び効率化を行い、統合メリットを発揮することにより、更なる経費の抑制を行う。</p>		
<p>Ⅶ 人件費の削減 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、今後5年間において、検査検定3法人全体の人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに非常勤職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)について5%以上の削減を行う。以上に加え、検査検定3法人の統合後においては、法人全体として、管理部門等の効率化、検査検定業務の重点化及び効率化を行い、統合メリットを発揮することにより、更なる人件費の削減を行う。 また、国家公務員の給与構造改革に合わせ、人事院勧告を踏まえた給与体系の見直しを進める。</p>	<p>Ⅶ 人件費の削減 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、今後5年間において、検査検定3法人全体の人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに非常勤職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)について5%以上の削減を行う。以上に加え、検査検定3法人の統合後においては、法人全体として、管理部門等の効率化、検査検定等業務の重点化及び効率化を行い、統合メリットを発揮することにより、更なる人件費の削減を行う。 また、国家公務員の給与構造改革に合わせ、人事院勧告を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。</p>	<p>Ⅶ 人件費の削減 業務の効率化を図り、人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに非常勤職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)について、本年度は1%以上の削減を行う。 また、国家公務員の給与構造改革に合わせ、人事院勧告を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。</p>	<p>Ⅶ 人件費の削減 退職金及び福利厚生費(法定福利及び法定外福利費)並びに非常勤職員給与を除いて、平成17年度人件費決算額506百万円を基準に対前年度比1.4%の削減を行った。また、国家公務員給与構造改革に準じ、役職員の給与について必要な見直しを行った。</p>
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p>
<p>1 農薬の検査 (1)農薬検査の迅速化(再掲) 農薬の登録申請に係る検査の実施については、GLP制度に基づいて実施することを求めている試験項目について</p>	<p>1 農薬の検査 (1)農薬検査の迅速化(一部再掲) 農薬の登録申請に係る検査の実施については、GLP制度に基づいて実施することを</p>	<p>1 農薬の検査 (1)農薬検査の迅速化(一部再掲) 農薬の登録申請に係る検査の実施については、GLP制度に基づいて実施することを</p>	<p>1 農薬の検査 (1)農薬検査の迅速化(一部再掲) 農薬の登録申請に係る検査の実施については、GLP制度に基づいて実施することを求めている試験項目の検査について、当該試験の信頼性に係る検査項目等の定型化を図った。</p>

て、当該試験の信頼性に係る検査を定型化することにより、検査精度の維持を図りつつ検査を効率的かつ効果的に実施することとする。これにより、前中期目標において目標とした検査期間を、この中期目標期間中にさらに5%程度短縮することとし、具体的には、次に掲げる目標期間内(注1)に検査を完了させる。

○迅速化の目標

ア 法第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の検査については1年4ヶ月以内

イ ア以外の農薬の検査については10.5ヶ月以内

(注1) 検査の過程で追加試験成績等の提出が必要な場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間及び登録申請された農薬の一日摂取許容量等が設定されるまでに要する期間は、検査期間に含まないものとする。

求めている試験項目の検査について、当該試験の信頼性に係る検査項目等の定型化を図る等、効率的かつ効果的に実施することにより、前中期目標において目標とした検査期間を、この中期目標期間中にさらに5%程度短縮することとし、具体的には、次に掲げる目標期間内に検査を完了させる(注1)ため、以下の1)から6)の措置を講じる。

○迅速化の目標

ア 法第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の検査については1年4ヶ月以内

イ ア以外の農薬の検査については10.5ヶ月以内

(注1) 検査の過程で追加試験成績等の提出が必要な場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間及び登録申請された農薬の一日摂取許容量等が設定されるまでに要する期間は、検査期間に含まないものとする。

求めている試験項目の検査について、当該試験の信頼性に係る検査項目等の定型化を図る等、効率的かつ効果的に実施することにより、前中期目標において目標とした検査期間を、この中期目標期間中にさらに5%程度短縮することとし、具体的には、次に掲げる目標期間内(注1)に検査を完了させるため、以下の1)から6)までの措置を講じる。

○迅速化の目標

ア 法第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬については1年4ヶ月以内

イ ア以外の農薬の検査については10.5ヶ月以内

(注1) 検査の過程で追加試験成績等の提出が必要な場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間及び登録申請された農薬の一日摂取許容量等が設定されるまでに要する期間は、検査期間に含まないものとする。

今年度は、農林水産大臣から継続分を含め前年度を更に上回る3,596件の検査指示があった。

このうち、基準設定必要農薬の検査指示は269件であったが、平成18年度内に検査が終了した52件のうち迅速化に係る目標期間である1年4ヶ月以内に検査を終了したものは48件(検査終了件数に対する割合:92%)であった。

また、基準設定不要農薬の検査指示は3,327件であったが、今年度内に検査を終了した2,140件のうち迅速化に係る目標期間である10.5ヶ月以内に検査を終了したものは2,076件(検査終了件数に対する割合:97%)であった。

基準必要農薬で目標を達成できなかった4件は、平成15年7月に我が国の農薬のリスク評価体制の変更に伴い、具体的処理手順について、関係4府省の間での協議が整うまでの間、農薬検査所において検査が終了したにも拘わらず送付ができなかったことによるものである。

基準設定不要農薬については、①作物名及び使用方法の検討に時間を要したもの(みょうが:花穂(花みょうが)と軟化させた新芽(みょうがたけ)は、別作物であるが、両方を収穫する体系の使用方法等の検討に時間を要した。)、②有効成分毎の総使用回数調整に時間を要したこと、等によるものである。

今年度における目標期間の達成状況

	指示件数 (当年度+継続分)	検査終了件数	目標達成件数 (対検査終了件数比)	目標達成率(%) (注)	目標期間 (月)
ア:基準必要	269	52	48	92%	16月
イ:上記以外	3,327	2,140	2,076	97%	10.5月

(注) 基準の設定が必要な農薬の検査期間については、昨年度の評価委員会の指摘をふまえて見直しを行った計測方法により算出した。

(参考) 1. 第1期中期目標期間における基準設定必要農薬における検査期間の目標達成状況

年度	指示件数	検査終了件数	目標達成件数 (対検査終了件数比)	目標期間
----	------	--------	----------------------	------

	(当年度+継続分)		目標達成率(%)	(月)
17	220	23	18(78%)	17
16	151 ( 60	7 7	7(100%) 7(100%) )	
15	101 ( 51	10 10	10(100%) 10(100%) )	
14	91(1)	48	48(100%)	
13	98	27	27(100%)	

注：16年度及び15年度の( )内は再評価農薬を除いた件数を示す。

(参考) 2. 第1期中期目標期間における基準設定不要農薬の  
検査期間における目標達成状況  
(上段：通常登録検査、下段：緊急登録検査)

年度	指示 件数 (当年度+継続分)	終了 件数	目標達成件数 (対検査終了件数比) 目標達成率(%)	目標 期間 (月)
17	3,068	1,920	1,811(94%)	11
16	2,158 緊急7	1,036 緊急7	989(96%) 0(0%)	
15	1,882 緊急147	1,096 緊急140	1,049(96%) 緊急140(100%)	
14	2,807 緊急684	1,409 緊急662	1,395(99%) 緊急662(100%)	
13	1,882	893	865(97%)	



1) 検査業務の進行管理の充実  
(再掲)

検査を行うに当たり、「検査進行管理表」に基づき各検査の進捗状況を総合的かつ定期的に点検し、検査の遅延の要因を分析して、検査の迅速化を図る。

具体的には、

ア 検査全体の進捗状況を検査職員全員が随時把握できるよう、検査所内LANシステムを改良する。

イ 法第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の検査については、

- ① 農林水産大臣からの検査指示から、基準設定等を行う厚生労働省、環境省及び毒性評価を行う食品安全委員会に基準設定等に必要な資料を送付するまで
- ② 農林水産大臣からの検

1) 検査業務の進行管理の充実  
(再掲)

登録検査に係る農薬について、「検査進行管理表」を作成し、これに基づき概ね3ヶ月に1回の頻度で検査進行管理会議を開催し、検査の遅延の要因を分析し、適切な措置を講じる。また、検査遅延防止のため、毎月1回、各検査担当課において検査進行状況を確認し、遅延がある場合は適切な措置を講じる。さらに、

ア 検査進行状況把握システムの改善を図るため、各課の要望の把握、検討

イ 検査進行状況の把握及び遅延の要因分析に資するため、検査期間を検査指示から食品安全委員会送付までの検査期間及び全検査期間別に把握、整理を行う。

(参考) 3. 第1期及び第2期中期目標期間における平均検査期間  
(月)

年度	13	14	15	16	17	18
基準必要	8.9	10.4	9.7	10.6	15.0	8.9(注)
基準不要	5.5	6.0	7.0	6.0	6.3	5.5

(注)平成18年度の基準の設定が必要な農薬の検査期間については、昨年度の評価委員会の指摘をふまえて見直しを行った計測方法により算出した。

1) 「検査進行管理表」は毎月2回作成し、その結果を踏まえ、検査進行管理会議を3か月毎(5・8・11・2月)に行うことにより検査進行状況の定期的点検及び検査の遅延要因把握を行い、機動的な人員配置を図るなどにより検査の迅速化に努めた。

ア 検査進行状況把握システムについて各課に対し、システムの利用状況及び要望事項の有無についてアンケートを実施し、システムの更新頻度を改善した。

イ 四半期ごとに検査が終了した農薬について検査期間を検査指示から食品安全委員会送付までの検査期間及び全検査期間別に把握、整理を行った。

査指示から、同大臣への検査結果の報告までの検査期間について、きめ細かく検査の進捗状況を把握し、検査期間の削減を図る。

2) 微生物農薬の登録検査の迅速化

微生物農薬の検査を迅速化するため、検査所に設置された微生物農薬検討会の開催時期・回数を、登録申請状況に応じて柔軟化する。

3) 事務処理の迅速化

通常の検査業務について、決裁等の事務処理の迅速化を図る。

4) 農薬使用者の安全に係る登録検査の迅速化

農薬使用者の安全性確保に係る検査を迅速化するため、検査所に設置された農薬使用時安全性検討会の開催時期・回数を、登録申請状況に応じて柔軟化する。

5) 職員に対する研修カリキュラムの策定と研修の実施

農薬の検査を行う職員は、毒性及び残留性等に関する高度の専門知識が要求されることから、前述の所内研修に加え、外部研修に参加させることにより、職員の資質向上を

2) 微生物農薬の登録検査の迅速化

微生物農薬の登録検査を迅速化するため、微生物農薬検討会を、登録申請状況に応じて柔軟に開催する。

3) 事務処理の迅速化

通常の検査業務について、決裁等事務処理の迅速化を図るため、決裁関係規程の一層適切な運用を役職員へ周知する等改善策を講じる。

4) 農薬使用者の安全に係る登録検査の迅速化

農薬使用者の安全性確保に係る登録検査を迅速化するため、農薬使用時安全性検討会を、登録申請状況に応じて柔軟に開催する。

5) 職員に対する研修のカリキュラムの策定と研修の実施

毒性及び残留性等に関する高度の専門知識等を涵養するため、前述の内部研修に加え、外部研修に職員を参加させる。

2) 微生物農薬検討会を3回開催し、8件の農薬について検討を行った。開催時期については登録申請状況を考慮して柔軟に対応した。

3) 既存の検査に係る決裁の運用の見直しを行い、平成18年7月24日付けで検査に係る決裁の運用を定め、役職員に周知した。

4) 農薬使用時安全性検討会を3回開催し、15件の農薬について検討を行った。開催時期については登録申請状況を考慮して柔軟に対応した。

5) 登録検査に要求される毒性及び残留性等に関する高度の専門知識の涵養を行うため、新たに体系的な所内研修カリキュラムを策定し、策定したカリキュラムに基づき11回の研修を実施した。また、所内研修で習得が難しい技術、知識等については9件の外部研修を活用し、16名の職員を参加させた。

<p>(2)登録農薬データの適正管理 登録申請の際に提出される試験成績等の情報保護を徹底するため、事務室等のセキュリティを確保するとともに情報管理に万全を期するものとする。</p>	<p>図る。</p> <p>6) 検査マニュアルの見直し 試験項目の増加及び各検査の検査内容の高度化・複雑化に対応するため、必要に応じ、検査マニュアルの見直しを行う。</p> <p>(2)登録農薬データの適正管理 登録申請の際に提出される試験成績等の情報保護を徹底するため、以下の取組を行う。 ア 当該データ等の保管場所への不正侵入防止措置を強化する。 イ 当該データ等の保護に関するマニュアルを策定する。 ウ C I O (Chief Information Officer: 情報化統括責任者)の統括の下、LAN上のデータベースに対する適正管理を進める。</p>	<p>6) 検査マニュアルの見直し 試験項目の増加及び各検査の検査内容の高度化・複雑化に対応するため、必要に応じ、検査マニュアルの見直しを行う。</p> <p>(2)登録農薬データの適正管理 登録申請時に提出された試験成績等の情報保護を徹底するため、情報機器・媒体も対象として、以下の取組を行う。 ア 効果的な当該データ等の保管場所への不正進入防止措置を検討する。 イ 当該データ等に関する保護マニュアルを策定する。 ウ C I O (Chief Information Officer: 情報化統括責任者)の統括の下、LAN上のデータベースの適正管理を進める。</p>	<p>6) 今年度においては該当がなかった。</p> <p>(2)登録農薬データの適正管理 ア 試験成績等を保管している第2検査棟に、不正侵入防止装置を設置した。 イ 農薬登録データの適正管理を目的として、C I Oの統括の下、「独立行政法人農薬検査所における情報セキュリティの確保に関する規則」及び「農薬検査所における情報セキュリティの確保に関する規則の運用について」を制定し、LAN上のデータベースの適正管理等を進めた。 ウ イの規則及びその運用に基づき、LAN上のデータベースを適正に管理した。</p>
<p>(3)適切な技術的指導の実施 効率的かつ効果的な農薬検査に資するため、申請者から要望があった場合には、登録に必要な試験成績の内容等について技術的指導を実施する。</p>	<p>(3)適切な技術的指導の実施 農薬検査の円滑化及び効率化に資するため、以下の申請内容等に関する技術的指導を適切に実施する。 ア 農薬の登録検査で要求される試験項目数が増加し、各試験の内容も高度化・複雑化する中で農薬の登録検査を円滑に行うため、申請者からの要望による技術的指導について、迅速に対応する。</p>	<p>(3)適切な技術的指導の実施 農薬検査の円滑化及び効率化に資するため、以下の申請内容等に関する技術的指導を適切に実施する。 ア 農薬の登録検査で要求される試験項目数が増加し、各試験の内容も高度化・複雑化する中で農薬の登録検査を円滑に行うため、申請者からの要望による技術的指導について、迅速に対応する。</p>	<p>(3)適切な技術的指導の実施 ア 注意事項の変更、処方変更、原体製造場の変更、試験成績の受け入れ、容器・包装の変更等の申請者からの要望による技術的相談について以下のとおり対応した。前年度繰越件数を含む今年度の受付件数658件のうち検討が終了した相談は543件(83%)であり、その平均処理期間は、79日(2.6ヶ月)であった。</p>

検討内容*1	受付件数*2	終了件数	未了件数	平均処理期間(日)
--------	--------	------	------	-----------

1	294	269	25	49
2	116	87	29	110
3	37	26	11	99
4	152	119	28	115
5	12	11	2	45
6	51	31	20	92
計	658	543	115	79

\*1 検討内容は以下のとおり。

1：注意事項の変更、2：処方変更、3：原体製造場の変更、  
4：試験成績の受け入れ、5：容器・包装の変更、6：その他

\*2 受付件数は、前年度繰越件数＋今年度受付数－取り下げ件数を指す。

イ 新規に申請される農薬の有効成分について申請者の要望に応じて技術的相談を18回(計22剤)実施し、迅速に対応した。

ウ ラベル表示についての相談に適切に対応するため、平成18年6月23日付けで農薬のラベル検査実施要領を制定し、11件の相談に対応した。

(4) 新規業務等への適切な対応

イ 特に、農薬の新規有効成分の登録申請に関する技術的指導について迅速に対応する。

ウ 農薬の安全使用を確保するためのラベル表示の重要性が増す中、相談者からのラベル表示についての相談に適切に対応する。

(4) 新規業務等への適切な対応  
中期目標に挙げられている新たに見込まれる事項等については、社会情勢を踏まえ、

イ 特に、農薬の新規有効成分の登録申請に関する技術的指導について迅速に対応する。

ウ 農薬の安全使用を確保するためのラベル表示の重要性が増す中、相談者からのラベル表示についての相談に適切に対応する。

(4) 新規業務等への適切な対応  
中期目標に挙げられている新たに見込まれる事項等については、社会情勢を踏まえ、農林水産大臣からの指示に基

(4) 今後、新たに見込まれる、  
① 食品のリスク分析の枠組みにより実施されるリスク管理やリスク評価の取組の強化(残留農薬基準のポジ

<p>ティブリスト化やそれに伴うADI (Acceptable Daily Intake: 体重 1kg 当たりの許容 1 日摂取量) 設定のための既登録農薬の再評価等)</p> <p>② 水質汚濁に係る登録保留基準の強化</p> <p>③ 生産量の少ない作物への農薬登録の促進に関する農作物のグループ化の促進</p> <p>④ 遺伝子組換え生物農薬の適切な検査方法の確立等の行政措置等に対する対応については、適切に実施するものとする。</p>	<p>づき、適切に実施するものとする。</p>	<p>農林水産大臣からの指示に基づき、適切に実施するものとし、平成 18 年度は、以下の業務に対応する。</p> <p>ア 平成 18 年 5 月から導入される残留農薬基準のポジティブリスト制度に伴い発生する事項の技術的検討</p> <p>イ 生産量の少ない作物への農薬登録の促進に関する農作物のグループ化の促進</p>	<p>ア 平成 18 年 5 月に施行された食品衛生法に基づく残留農薬基準のポジティブリスト制度への移行に伴う以下の農林水産省からの技術支援要請に適切に対応した。</p> <p>1) ヘプタクロール等に関する調査・分析 国から要請のあったモニタリング結果の調査、圃場から採取した土壌中の農薬分析を行った。</p> <p>2) 水産動物に対する残留農薬基準の設定に係る技術的支援 水産動物において一律基準超過の恐れのある農薬について、残留農薬基準設定をするため、対象農薬の調査、モニタリング方法の検討を行った。</p> <p>3) 後作物への農薬残留に関する調査 後作物への農薬残留の原因究明のため、登録農薬の物理化学性及び試験成績の分析・調査を行い、調査結果を農林水産省へ報告した。</p> <p>イ 生産量の少ない農作物への農薬登録の促進のため、新たな農作物のグループ化の検討がなされているシソ科葉菜類、セリ科葉菜類及びイネ科細粒雑穀類について、登録申請に必要な作物残留試験、薬効・薬害試験及び限界薬量 (又は濃度) 薬害試験の取扱い案を作成した。</p> <p>また、うり科果菜類についても、新たな作物残留試験の取扱い案を作成した。</p> <p>なお、この取扱い案は、「「農薬の登録申請に係る試験成績について」(平成 12 年 11 月 24 日付け 12 農産第 8147 号農林水産省農産園芸局通知)の運用について」(平成 13 年 10 月 10 日付け 13 生産第 3986 号農林水産省生産局生産資材課長通知)の改定案として農林水産省へ提出した。(平成 19 年 4 月 2 日付けで通知改正)</p>
<p>2 1の業務に附帯する業務 (1) 農薬G L P適合確認業務の迅速化 農薬の安全性に関する試験成績の信頼性を確保するため、農薬G L P制度の適用対象試験の範囲が拡大し、G L P適合確認業務の内容の高度</p>	<p>2 1の業務に附帯する業務 (1) 農薬G L P適合確認業務の迅速化 農薬の安全性に関する試験成績の信頼性を確保するため、農薬G L P制度の適用対象試験の範囲が拡大し、G L P適合確認業務の内容の高度</p>	<p>2 1の業務に附帯する業務 (1) 農薬G L P適合確認業務の迅速化 農薬の安全性に関する試験成績の信頼性を確保するため、農薬G L P制度の適用対象試験の範囲が拡大し、G L P適合確認業務内容の高度化</p>	<p>2 1の業務に附帯する業務 (1) 農薬G L P適合確認業務の迅速化</p> <p>平成 18 年度における試験施設への査察は、農林水産省消費・安全局長からの要請に基づき、国に申請のあった 17 試験施設について実施した。査察を実施した試験施設についての試験の分野別の内訳は毒性試験を実施する試験施設 10、物理的・化学的性状試験を実施する試験施設 7、水産動植物試験を実施する試験施設 6、生体内</p>

化・複雑化及び適合確認件数の増加が見込まれる。このような中、G L Pの審査・査察に係る体制整備を行うことにより業務の迅速化を図る。

○迅速化の目標

査察実施後6週間以内に農林水産省消費・安全局長に査察結果を報告する。

化・複雑化及び適合確認件数の増加が見込まれる。このような中、G L Pの審査・査察に係る体制整備を行うことにより業務の迅速化を図り、査察実施後6週間以内に農林水産省消費・安全局長に査察結果を報告できるよう、次の措置を講じる。

ア G L P査察のためのマニュアルを見直し、必要に応じて改訂する。

イ G L P査察を行う職員は、各種試験の実施方法に関する高度の専門知識、経験が要求されることから、検査所における定期的な研修、実地査察への参加等を行うことにより、職員の資質向上を図る。

ウ 査察実施後、原則として3週間以内に査察結果を取りまとめ、その結果をもとに、検査所に設置する評価会議を適時開催し、迅速な評価を行う。

・複雑化及び適合確認件数の増加が見込まれる。このような中、査察実施後6週間以内にG L P適合確認の査察結果を農林水産省消費・安全局長に報告できるよう、平成18年度は次の措置を講じる。

ア G L P査察実施後、検査所内に設置する評価会議において、前中期計画期間中に改訂された現行マニュアルの適切性について意見聴取を行う。また、見直しが必要な場合は改訂版を作成する。

イ 査察員の資質の向上に努めるため、定期的な内部研修を行うとともに、外部機関が主催するG L Pに関する研究会等に職員を積極的に参加させる。また、新たに査察員となる職員については、経験豊富な職員と実地に査察に参加させる等により、職員の資質向上を図る。

ウ 査察実施後、原則として3週間以内に査察結果を取りまとめ、その結果をもとに評価会議を適時開催し、迅速な評価を行う。

等運命試験を実施する試験施設4(各々重複を含む)であった。昨年度に査察を実施した1試験施設を加えた18試験施設の査察結果を農林水産省消費・安全局長に報告した。

査察実施から報告までの平均処理期間は2.9週、最大で3.7週であり、目標期間である6週間を100%を達成した。

ア 査察結果報告時にチェックリストについての意見を聴取し、今年度に提出された意見を取りまとめて3月26日開催の査察員会議で検討を行った。検討の結果は平成19年度の改訂版に反映させる予定である。

イ 今年度17回の査察のうち14回について、査察の経験が少ない者を延べ15名同行させ実地研修を行った。また外部機関が主催するG L Pに関する研究会に延べ7名、検査所内におけるG L P基礎研修に延べ14名の職員を参加させ、職員の資質向上を図った。

ウ 昨年度査察を実施した1試験施設及び今年度査察を実施した17試験施設の全てについて、目標期間である査察実施後3週間以内に査察結果を取りまとめ、その結果を基に、検査所に設置する評価会議を18回開催した。

査察実施から会議開催までの平均期間は1.3週間、最大で2週間であった。

(2)国際調和の推進

今後、

ア O E C Dにおける新たな

(2)国際調和の推進

新たなO E C Dのテストガイドライン等の策定、外国・

(2)国際調和の推進

新たなO E C Dのテストガイドライン等の策定、外国・

(2)国際調和の推進

テストガイドライン等の策定

イ コーデックス食品規格委員会 (Codex Alimentarius Commission) における残留農薬に関する国際規格の設定

ウ 外国・地域との間におけるG L P制度の相互承認に係る協定及び2国間取決めの実施等の支援等の業務の増加が見込まれることから、これらに対して技術的に貢献するため、必要に応じ、国際会議等に職員を派遣する。

地域との間におけるG L P制度の相互承認に係る協定及び2国間取決めが増加が予想されることから、これらに対して技術的に貢献するため、国との連携・協力の下、以下の取組を行う。

ア OECD環境政策委員会農業作業部会、同G L P作業部会等の会議に必要なに応じ参加し、農業登録制度に係る国際調和に貢献する。

イ コーデックス食品規格委員会 (Codex Alimentarius Commission) 残留農薬部会 (Codex Committee on Pesticide Residues) 等の会議に必要なに応じ参加し、国際的な農薬残留に係る基準の設定に貢献する。

ウ 上記会議に積極的に貢献するため、会期以外の期間においても、会議における論点につき、日常的な検討を行うとともに、必要に応じて各国の検査機関と情報交換を行う。

エ 上記会議に関しては、関係団体等との協力が不可欠であることから、可能な範囲で、これらの者との連携を強化する。

オ 日・EU等のG L Pに係る相互承認協定の履行に貢献するため、日本におけるG L P適合確認施設のリストを作成する。

地域との間におけるG L P制度の相互承認に係る協定及び2国間取決めが増加が予想されることから、これらに対して技術的に貢献するため、国との連携・協力の下、以下の取組を行う。

ア 平成18年度に開催されるOECD農業作業部会及び同G L P作業部会等の会議に必要なに応じて職員を派遣する。

イ 平成18年度に開催されるコーデックス食品規格委員会 (Codex Alimentarius Commission) 残留農薬部会 (Codex Committee on Pesticide Residues) 等の会議に必要なに応じて職員を派遣する。

ウ 上記会議での検討事項に関して、日常的な検討を行うための体制整備を行う。この中で、OECDのドシエ・モノグラフ及び電子テンプレートの利用に関する国際的動向につき、情報収集を行う。また、必要に応じて、各国関係機関との情報交換を行う。

エ 上記会議に関して、関係団体等と意見交換会を開催する。

オ 日・EU等のG L Pに係る相互承認協定の履行に貢献するため、日本におけるG L P適合確認施設のリストを作成し国へ報告する。

ア OECD農業作業部会、OECDG L P作業部会等6件に職員を6名派遣、更に2件の電話会議に2名の職員を出席させた。

また、農薬残留テストガイドライン専門家会合に職員2名を専門家として登録し、テストガイドラインに係る10件の意見を各国の専門家及び農林水産省へ提出、農薬残留専門家会合等2件に職員2名を派遣した。

イ 今年度は、国からの派遣要請がなかったため、会議への職員の派遣は行わなかったが、コーデックス作物分類に関する2件の意見を農林水産省へ提出した。

ウ 各会議における所内検討体制を6月26日付けで整備、更にOECD農薬残留テストガイドライン検討体制を9月5日付けで整備した。また、OECDのドシエ・モノグラフ及び電子テンプレートの利用に関する国際的動向につき、情報収集を行った。

エ OECD登録幹事会、OECD農業作業部会、化学品合同会合、OECD農薬残留専門家会合等の会合について関係団体等との意見交換会を3回開催した。

オ 日・EU相互承認協定 (G L P分野) に基づき、当所が昨年度査察した農薬G L P試験施設のリストを国に報告した。

(3) 調査研究の重点化

検査検定を主たる業務として実施する法人にふさわしいものとして、次に掲げる調査及び研究を重点的に実施し、その結果を迅速に公表する。

ア 農薬登録に係るOECDテストガイドライン等の国際的枠組の策定にあたり、これが我が国へ導入された場合の可否の検証

イ 残留農薬基準の対象品目の拡大等に対応した新たな検査手法の開発

○重点化の目標

全調査研究経費中に占める上記ア及びイに関する調査研究経費の割合を80%以上とする。

(3) 調査研究の重点化

検査検定を主たる業務として実施する法人にふさわしいものとして、独立行政法人農業検査所中期目標第3の2(3)のア及びイに即した課題を設定するとともに、全調査研究経費中に占める当該研究課題の研究に要する経費の割合を80%以上とする。さらに、以下の措置に取り組む。

ア 調査研究の実施期間中において、経費・人的資源につき、適切な進行管理を行う。

イ 調査研究の結果については、外部委員による評価を行うとともに、調査研究結果を迅速に公表する。

ウ 外部委員による評価が著しく低い調査研究については、実施期間中であっても、打ち切りを含めて抜本的に見直す。

(3) 調査研究の重点化

ア 調査研究課題の選定等  
平成18年度は、下記①～③の調査研究課題に取り組むこととし、このうち①及び②の調査研究課題に対しては全調査研究経費の80%以上を重点配分する。

- ① 農薬登録に係るOECDテストガイドライン等の国際的枠組の策定にあたり、これが我が国へ導入された場合の可否の検証：
  - ・水産動植物への影響評価に係るテストガイドラインの開発・検証
  - ・作物残留試験に係るテストガイドラインの改善・整備

(3) 調査研究の重点化

ア 全調査研究費は34百万円、③に該当する研究経費は、1.1百万円であり、調査研究費の96.7%を①及び②に配分した。

- ① 農薬登録に係るOECDテストガイドライン等の国際的枠組の策定にあたり、これが我が国へ導入された場合の可否の検証  
・水産動植物への影響評価に係るテストガイドラインの開発・検証(課題名：幼若ホルモン様農薬のミジンコ類に対する影響調査)  
OECDテストガイドライン211号(オオミジンコ繁殖試験)に、幼若ホルモン様作用を検出するための観察事項の追加を主体とする試験法の改訂案が提出され、試験法の検証のため実施されるリングテストにおいてミジンコへの影響、他種甲殻類への影響等の検証を行うこととした。  
その結果、
  - (1) リングテストについては、産仔の雌雄比は概ね被験物質(幼若ホルモン様農薬)の濃度に依存するという結果が得られた。しかし、報告項目の1つである被験物質の水中濃度については測定が困難であった。また、産仔の雌雄判定作業は多大な労力を要することから何らかの軽減措置が必要であると考えられた。
  - (2) 21日間被験物質を暴露する繁殖試験の後、オオミジンコを清水に戻し更に15日間観察を行ったところ、産仔数減少、雄発生率共に回復することが観察された。なお、回復には最低7日程度必要であり、回復度合いもそれまで暴露していた濃度に影響されると考えられた。
  - (3) 産仔数減少をエンドポイントとしたEC50値と雌雄比変動をエンドポイントとしたEC50値は比較的近似していたが、雌雄比については中間濃度区での個体差が大きく、NOECは異なると推定された。
  - (4) リングテストに供試したオオミジンコと当所で保有していたオオミジンコについて比較試験を行ったところ、産仔数減少のEC50値は比較的近似していたが、雌雄比変動のEC50値は異なっていた。供試した両オオミジンコは同じ由来と思



われることから飼育環境の違い等が雄発生の感受性に影響を及ぼす可能性が示唆された。

- ・作物残留試験に係るテストガイドラインの改善・整備  
(課題名：農作物の加工調理による農薬の残留量の変化について)  
より精密な農薬の暴露量推定のため、加工調理による農薬の残留量の変化を把握し、加工調理に関するガイドライン案を作成するための基礎資料の作成・収集を行うこととした。  
今年度は、コメに関して検討を行うこととし、水稻に適用のある5農薬を供試農薬として、試料調製(他機関に委託)を行い、玄米、精米、飯について分析法を検討するとともに精米の農薬残留量変動の測定を実施した。  
その結果、(1)GC-MSを用いた分析でマトリックス効果の影響が大きく、添加回収試験では、やや低い結果となった。(2)日を変えて同じ精白操作で得られた精米2ロット分についてそれぞれ農薬の残留量を測定したところ、ロット間に有意な差がみられた。

- ② 残留農薬基準の対象品目の拡大等に対応した新たな検査手法の開発：  
・補助成分に含まれる有害成分の検査手法の開発

- ② 残留農薬基準の対象品目の拡大等に対応した新たな検査手法の開発  
・補助成分に含まれる有害成分の検査手法の開発  
(課題名：農薬製剤中におけるダイオキシン類の分析法の確立)  
第1期中期計画において、農薬原体を用い、農薬中のダイオキシン類の分析に適した前処理法の検討やGC-MS(2重収束型)による検出条件等の検討及び室間共同試験を実施し、ダイオキシン類分析における留意点を取りまとめ、中期目標期間中の成果として報告書を作成したところ。第2期中期計画においては補助成分について分析法の検討を行うこととした。  
今年度は、農薬補助成分の化学構造及び製造方法について調査し、ベンゼン環に塩素が結合している化学構造をもつ物質を候補補助成分として選定した。さらに、分析法検討に必要な試料の提供について農薬メーカーに協力要請を行い、入手した6種類の補助成分について前処理操作(抽出、精製等)の検討を行った。  
その結果、補助成分の種類に応じてカラムクロマトグラフィの充填材を変更する等により夾雑物の除去など精製効果を得ることができた。

- ③ その他研究課題：  
・農業資材を経由した農薬汚染防止対策

- ③ その他研究課題  
・農業資材を経由した農薬汚染防止対策  
(課題名：クロピラリドの作物体残留量の把握)

近年、牛ふん堆肥の施用によりトマトなどの農作物に生育障害が発生する事例が報告され、その原因物質は牛ふん堆肥に含まれる除草剤のクロピラリドであると推定されている。

クロピラリドは日本国内では農薬登録を受けていないことから、作物残留に関する知見が少なく、特に栽培土壌から作物体への移行については全く不明である。このため、クロピラリドを含む土壌で栽培した作物について、その残留量を把握することとした。

本研究は、平成18年度先端技術を活用した農林水産高度化事業「飼料及び堆肥に残留する除草剤の簡易判定法と被害軽減対策の確立」の一項目として実施した。

今年度は、クロピラリド残留堆肥（残留濃度0.09ppm）を3t/10aまたは6t/10a施用した土壌でレタス及びキャベツを栽培し、収穫物を分析した。その結果、作物体残留量は全試験区で定量下限（0.01ppm）未満であった。なお、分析はLC/MS/MS法で行い、0.01ppm相当の添加回収試験で89%及び86%の良好な回収率が得られた。

#### イ 調査研究実施中における措置

① 調査研究の実施期間中において、経費・人的資源につき、適切な進行管理を行うため、調査研究推進委員会において定期的に検討を行う。

② 原則として、すべての調査研究結果については、年度内に外部委員による事後（中間）評価を行うとともに、調査研究結果を迅速に公表する。

③ 外部委員による評価が著しく低い調査研究については、実施期間中であっても、打ち切りを含めて抜本的に見直す。あわ

#### イ 調査研究実施中における措置

① 調査研究推進委員会を3回開催した。今年度から、外部評価を導入したことから、これまでのやり方を見直し、考え方を整理した。その上で、「独立行政法人農薬検査所における調査研究の実施運用について」（平成13年7月24日付13薬検第552号）を改正した。また、調査研究推進委員会において提出された平成17年度調査研究成果及び平成18年度調査研究課題について検討を行い、必要に応じ修正等を指示した。

② 平成19年3月に本年度の調査研究成果について外部委員による中間評価を実施した（ただし、課題名「クロピラリドの作物体残留量の把握」は別途評価されることから対象外とした）。その結果、AからDの4段階評価で1課題が目標の達成度においてCと評価されたが、その他はA又はBの評価であった。なお、調査研究結果の公表については、迅速に公表することとしている。

③ 平成18年度計画について、外部委員による評価を行った。その結果、評価が著しく低いものはなかった。

また、平成19年3月に実施した外部委員による実施期間中の調査研究に対する中間評価において、評価が著しく低い調査研究はなかった。更に、平成19年度の調査研究計画（案）について

(4) 情報の適正な収集・分析及び積極的な提供等

ア 国民の食品の安全性に対する関心の高まりに対応するため、農薬の安全性等に関する情報をホームページで積極的に提供するとともに、農薬についての消費者、生産者、事業者等からの問い合わせに適切に対応する。

イ 国、都道府県等からの研修・指導への講師派遣、農薬の検査に係る技術的協力及び特定農薬（法第2条第1項）の指定に係る検討等についての要請に対し、適切に対応する。

ウ 農薬の検査を的確に行うため、コーデックス食品規格委員会又はOECD加盟国で作成されている農薬の毒性及び残留性に関する評価概要（モノグラフ）、国内外の農薬に関する文献・析するとともに、体系的に分類・整理・保管する。

(4) 情報の適正な収集・分析及び積極的な提供等

農薬の品質の適正化及び安全性の確保を図るとともに、農薬の検査を適切に行うため、以下の取組を行う。

ア 国民の食品の安全性に対する関心の高まりに対応し、以下の措置を講ずる。

① ホームページに農薬の登録及び失効に関する情報のほか、使用方法、安全性等に関する情報を追加し、掲載内容の充実を図ることにより、農薬に関する情報を積極的に提供する。

② 消費者、生産者、事業者等からの問い合わせに適切に対応する。

イ 国、都道府県等からの要請に応じ、研修指導への講師を派遣する。

ウ コーデックス食品規格委員会又はOECD加盟国で（モノグラフ）等を積極的に入手し、分析するとともに、体系的に分類・整理・保管し、今後の効率的かつ効果的な農薬検査の検討に資する。

エ 特定農薬（法第2条第1項）の指定に係る検討等について、農林水産大臣からの指示に基づき、期限内に

せて、次年度の調査研究計画（案）についても、上記外部委員による事前評価を行う。

(4) 情報の適正な収集・分析及び積極的な提供等

ア 農薬の安全性等に関する情報提供の推進

① ホームページ上の農薬の登録及び失効に関する情報を更新するほか、ホームページ上で従来提供してきた農薬登録情報を、全登録情報が一覧可能な形式のダウンロードデータとして新たに提供することにより、農薬に関する情報を積極的に提供する。

② 消費者、生産者、事業者等からの問い合わせに適切に対応する。

③ 消費者、生産者、事業者等からホームページに寄せられた意見を検討するとともに、必要に応じ、情報提供業務の改善を図る。

外部委員による事前評価を実施した。その結果、評価が著しく低いものはなかった。

(4) 情報の適正な収集・分析及び積極的な提供等

ア 農薬の安全性等に関する情報提供の推進

① 平成18年5月より農薬登録情報（登録番号、用途（殺虫、殺菌、除草等）、農薬の種類、農薬の名称、作物名、適用病害虫雑草名、使用目的、使用時期、使用液量、本剤の使用回数、使用方法、適用場所等全17項目）が一覧可能なダウンロード形式でのデータ提供を開始し、農薬に関する情報提供の推進を図った。

平成18年5月から平成19年3月までにダウンロードページに対するアクセス数は計24,510件、月平均2,674件あり、ダウンロードされた農薬情報については、基本情報が月平均1,168件、詳細情報は月平均884件であった。

また、ダウンロードデータの二次利用（私的使用又は引用等著作権法上認められた行為以外の引用、転載、複製、改変等（再配信を含む）及び商業目的での利用）の要望が14件あった。

② 当所ホームページにおいて消費者、生産者、事業者等からの問い合わせ170件（平成18年度計165件及び平成17年度未回答の5件）のうち158件（回答作成中の5件及び対象外の7件を除く）について適切に回答した。

問い合わせがあったから回答までの期間は2週間以内と定め、全ての問い合わせのうち、期間内に回答した問い合わせの割合は、89%であった。

更に、問い合わせに関する内部規程について、CIOの担当の下に見直しを行い、規程を改正した。

③ 各四半期ごとに寄せられた質問、意見のとりまとめを行い、農薬検査所ホームページ「よくある質問」を追加・更新した。また以下の要望に対応した。

1) 農薬登録情報のダウンロード形式でのデータ提供は、Excel形式で行っているが、Excel以外の形式でも提供して欲しい旨要望があったので、平成18年7月よりcsv形式ファイルでの提供も行うよう対応した。

2) 「農薬の登録申請書等に添付する資料等について」の運用に

適切に報告する。  
オ その他、農林水産大臣からの技術検討に関する要請について、適切に対応する。

イ 地方農政事務所、都道府県等からの要請に応じ、農薬の適正使用の確保に関する研修会、技術指導会等へ職員を講師として派遣する。

ウ 農薬の検査を適切に行うため、コーデックス食品規格委員会又はOECD加盟国で作成されている評価概要書（モノグラフ）、国内外の農薬に関する文献情報等を積極的に入手し分析するとともに、体系的に分類・整理・保管を行う。

エ 特定農薬（法第2条第1項）の検討について、農林水産大臣からの指示に基づき、期限内に適切に報告する。

オ その他、農林水産大臣からの技術検討に関する要請について、適切に対応する。

ついて（13生産第3988号農林水産省生産局生産資材課長通知）の英訳を当所HPに掲載した。

3）農薬GLP適合確認に係る資料作成要領（15消安第7396号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）の英訳を作成し、当所HPに掲載した。

4）食品安全委員会において評価された10農薬の資料概要を当所HPに掲載した。

イ 和歌山県ほか3都府県、（社）日本植物防疫協会ほか2団体、農林水産省横浜植物防疫所、（独）農業環境技術研究所などから延べ12件（15名）の講師派遣依頼があり、その全てに対応した。

また、中国、台湾、各種農業団体等から農薬の登録検査に関する研修・見学依頼が13件あり、その全てに対応した。

ウ 情報収集については、平成18年度は農薬の検査に関連する分野として、「毒性」、「環境（化学系、生物系）」、「品質」、「効果及び薬害」、「残留農薬」及び「その他」の6分野に分類し、毒性：4種類、環境：21種類、品質：5種類、効果及び薬害31種類、残留農薬：4種類、その他：15種類の計80種類の文献又は学術誌を収集、整理した。

それらの文献等から、とくに農薬検査所の業務遂行に有意義と思われるものを精選し、毒性：4タイトル、環境：27タイトル、品質：3タイトル、効果及び薬害6タイトル、残留農薬：5タイトルについて内容の抄録を作成し、情報の共有等に活用した。

また、平成18年にEUで評価された22化合物の農薬の毒性及び残留性の評価概要を収集した。

エ 今年度においては該当がなかった。

オ 国からの技術的検討に関する要請について、以下のとおり適切に対応した。

1）農薬類似品の分析  
国から要請のあった農業用資材3件について、農薬成分の有無

(5) 海外技術支援

発展途上国等からの要請に応じ、国等との連携の下、農業に関する専門技術的な面での支援を行う。

(5) 海外技術支援

発展途上国等からの要請に応じ、国等との連携の下、農業に関する専門技術的な面での支援を行うため、以下の取組を行う。

ア JICAのプロジェクト等に職員を派遣し、途上国の農業検査技術の向上を支援する。

イ 海外からの研修生を受け入れること等により、途上国の農業検査技術の向上を

(5) 海外技術支援

発展途上国等からの要請に応じ、国等との連携の下、農業に関する専門技術的な面での支援を行うため、以下の取組を行う。

ア JICAのプロジェクト等への職員派遣要請に積極的に対応する。

イ 海外からの研修生受入れの要請等に積極的に対応する。

及びその含有量の分析を行い、その結果を国へ報告した。

2) GEP (Good Experimental Practice)制度導入に係る技術的支援

我が国で導入が検討されている薬効・薬害試験成績の信頼性を保証するためのGEP制度について、GEP制度を実施するための指針等の原案作成のため、既に制度を導入している諸外国の調査を行い、その結果を国へ報告した。

3) OECDテストガイドライン案の検討

OECD残留テストガイドライン策定に係る協力要請があり、保存安定試験ガイドライン案及び残留分析ガイダンス案の検討を行い、その結果を国へ報告した。

4) 欧州における農業評価に関する現地調査

欧州における有機リン系農業に関する評価状況及び住宅地周辺での農業散布の指導について調査するよう国から要請があり、イギリス、ベルギー、ドイツ、オランダに職員1名を派遣し、調査を行い、その結果を国へ報告した。

5) マイナー作物対策に対する技術的支援

国から各都道府県の登録要望212件について、登録に必要な作物残留性試験、薬効・薬害試験の例数及び限界薬量(又は濃度)薬害試験の要否を確認するよう要請があり、検討結果を国へ報告した。

(5) 海外技術支援

ア 今年度においては該当がなかった。

イ 今年度においては該当がなかった。

<p>(6) アンケート調査の実施 検査所が行う農薬の登録及び適用病害虫等の変更の登録に係る農薬の検査等の業務について、申請者及び国内管理人に対しアンケート調査を行い、その結果を分析するとともに、当該業務の質の向上を図る。</p>	<p>支援する。</p> <p>(6) アンケート調査の実施 検査所の業務の質・サービスの一層の向上を図るため、検査所の業務について、以下のとおりアンケート調査を実施する。 ① 農薬登録申請者及び国内管理人に対するアンケート調査 ② 農薬登録情報利用者に対するアンケート調査</p>	<p>(6) アンケート調査の実施 検査所の業務の質・サービスの一層の向上を図るため、平成18年度は農薬登録申請者、国内管理人に対してアンケート調査を実施する。</p>	<p>(6) アンケート調査の実施 行政サービスの改善に係るアンケート調査の実施について、農薬登録申請者及び国内管理人(総計174者)に対し、郵送によるアンケート調査を行った。 アンケートの総回収数は89件で回収率は51%であった。複数あった要望(指摘)については、改善措置を検討し、業務の改善を図った。また、アンケート結果及び改善措置について、申請者及び国内管理人あて送付した。</p>
<p>3 法の規定による農薬の集取及び立入検査の迅速化 法第13条の2の規定に基づく農薬等の集取及び立入検査を行うに当たっては、農林水産大臣の指示に従い適切・迅速に実施する。</p> <p>○迅速化の目標 集取及び立入検査実施後、その結果を1ヶ月以内に農林水産大臣に報告する(注2)。</p> <p>(注2) 集取農薬の検査に時間を要する場合にあっては、当該検査結果が得られ次第、その結果を農林水産大臣に報告する。</p>	<p>3 法の規定による農薬の集取及び立入検査の迅速化 法第13条の2の規定に基づく農薬等の集取及び立入検査を行うに当たっては、集取及び立入検査実施後、その結果を農林水産大臣に1ヶ月以内に報告するため、以下の取組を行う(注2)。</p> <p>(注2) 集取農薬の検査に時間を要する場合にあっては、当該検査結果が得られ次第、その結果を農林水産大臣に報告する。</p> <p>ア マニュアルの改善</p>	<p>3 法の規定による農薬の集取及び立入検査の迅速化 法第13条の2の規定に基づく農薬等の集取及び立入検査の迅速化を図るため次の措置を講じ、集取及び立入検査実施後、検査の結果を1か月以内に農林水産大臣に報告するため、以下の取組を行う(注2)。</p> <p>(注2) ただし、集取農薬の検査に時間を要する場合にあっては、当該検査結果が得られ次第、その結果を農林水産大臣に報告する。</p> <p>ア マニュアルの改善</p>	<p>3 農薬取締法等の規定による農薬の集取及び立入検査の迅速化</p> <p>(1) 農薬の適正な製造、販売及び使用を確保するため、製造者に対する立入検査を実施した。また、農薬の集取及び集取農薬の分析を行った。</p> <p>1) 製造場に対する立入検査等 農薬の適正な品質を確保することを目的として、32都道府県下の延べ87製造場において立入検査を実施するとともに、検査のため23点の農薬を集取した。 農林水産大臣指令のあった新規化合物農薬を製造している製造場及び近年検査を実施していない製造場を対象に、農薬の製造及び品質管理状況、法定事項の遵守事項等の検査を実施するとともに、国の依頼により事故災害防止に対する調査を行った。 農林水産大臣からの7件(87製造場)の立入検査実施指令に対し、立入検査実施後、大臣への結果報告に要した期間は最大で25日(平均17.7日)であり、年度計画(1ヶ月以内)を100%達成した。</p> <p>2) 集取農薬等の検査結果 立入検査において集取した23点(平成18年度分)について、有効成分の種類及び含有量、物理的・化学的性状、容器又は包装及びその表示事項等について検査を行った。</p> <p>ア 平成18年3月に改正した立入検査マニュアル及び集取マニ</p>

	<p>立入検査マニュアル及び集取マニュアルを必要に応じて見直しを行い、集取した農薬等の検査の迅速化を図る。</p> <p>イ 研修の実施等 集取及び立入検査について未経験の又は経験数が少ない職員については、的確かつ効率的な検査が行えるよう知識及び技術の習得のため必要な研修を実施する。</p> <p>ウ 事務処理の迅速化 通常立入検査について、決裁等の事務処理の迅速化を図る。</p>	<p>① 立入検査マニュアルについて必要に応じて見直しを行う。</p> <p>② 集取マニュアルについて必要に応じて見直しを行う。</p> <p>イ 研修の実施等 集取及び立入検査について未経験の又は経験数が少ない職員については、的確かつ効率的な検査が行えるよう知識及び技術の習得のため、研修を実施するとともに、立入検査に同行させる。</p> <p>ウ 事務処理の迅速化 通常立入検査結果の取りまとめ、決裁等の事務処理の迅速化を図るため、決裁関係規程の一層適切な運用を役職員へ周知する等改善措置を講じる。</p>	<p>アルを、今年度の立入検査において検証した。</p> <p>イ 立入検査について未経験の職員5名に対し研修を実施すると共に、取締検査補助員として立入検査に同行させた。</p> <p>ウ 事務処理の迅速化を図るため、平成18年9月18日付けで決裁者の精査による事務手続きの簡素化などを盛り込んだ立入検査に係る決裁等事務処理の運用を制定し、事務処理の迅速化を図った。</p>
<p>4 カルタヘナ担保法関係業務 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第32条の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施し、その結果を速やかに農林水産大臣に報告する。</p>	<p>4 カルタヘナ担保法関係業務 カルタヘナ担保法第32条の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施し、その結果を速やかに農林水産大臣に報告する。</p>	<p>4 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下、「カルタヘナ担保法」という。）に基づく業務 カルタヘナ担保法第32条の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立ち入り、質問、検査及び収去を的確に実施し、その結果を速やかに農林水産大臣に報告する。</p>	<p>遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第32条の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣からの立入検査等の指示はなかった。</p>
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p>			

<p>適切な業務運営を行うことにより、収支の均衡を図る。</p>			
	<p>第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画          予算、収支計画及び資金計画については、平成19年4月の検査検定3法人の統合に向けた検討が行われることを踏まえ、必要な見直しを行うものとする。</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画          予算の執行を適切に行い、前年度に引き続き業務経費、一般管理費の削減に取り組んだ。また、随意契約の見直し等、契約事務の適正化について検討し、随意契約限度額を国の基準額と同額まで引き下げよう、関係規程の改正を行った。          なお、中期目標の期間が終了したものとして運営費交付金の精算等の処理を行い、当期総利益を計上した。（詳細は、財務諸表参照のこと。）          平成18年度収入決算額 838百万円          受託研究及び火災保険金による収入が生じたことにより、収入予算に対し、9百万円の収入増となった。           平成18年度支出決算額 810百万円          人件費に要する支出が予定を下回ったこと等により、支出予算に対し19百万円の支出減となった。</p>
	<p>第4 短期借入金の限度額          平成18年度 : 1億円          平成19年度～平成22年度 : 1億円          （検査検定3法人の合計額 : 10億円）          （想定される理由）          運営費交付金の受入れが遅延 公務災害及び通勤災害が発生した場合の災害補償費の借入れ</p>	<p>第4 短期借入金の限度額          1億円          （想定される理由）          ・運営費交付金の受入れが遅延          ・公務災害及び通勤災害が発生した場合の災害補償費の借入れ</p>	<p>第4 短期借入金の限度額          短期借入金を借り入れる事態は生じなかった。</p>
	<p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし</p>	<p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画なし</p>	<p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画          重要な財産の譲渡及び担保に供する事案はなかった。</p>
	<p>第6 剰余金の使途</p>	<p>第6 剰余金の使途</p>	<p>第6 剰余金の使途</p>



	<p>検査検定業務に係る業務運営の効率化及び業務の質の向上を図るための分析機器の購入の経費に充当する。</p>	<p>検査検定業務に係る業務運営の効率化及び業務の質の向上を図るための分析機器の購入の経費に充当する。</p>	<p>中期目標の期間が終了したものととして運営費交付金の精算等の処理を行った結果、当期総利益として、32百万円を生じ、全額を積立金として計上した。</p>
	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 以下の事項については、平成19年4月の検査検定3法人の統合に向けた検討が行われることを踏まえ、必要な見直しを行うものとする。</p>	<p>第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項</p>	<p>第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項</p>
	<p>1 施設及び整備に関する計画 業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を計画的に行う。</p>	<p>1 施設及び設備に関する計画 業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、既存の施設・設備について、業務実施上の必要性及び既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備・改修等を行う。</p>	<p>1 施設及び設備に関する事項 年度計画に基づくRI実験棟改修を実施した。</p>
	<p>2 職員の人事に関する計画 (人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。) (1) 方針 組織の再編統合の検討及び円滑な再編を実施するための検査検定3法人を横断した体制整備を念頭に入れつつ、業務の適切かつ効率的な実施の確保のための適正な人員配置を行う。 (2) 人員に関する指標 「行政改革の重要方針」を踏まえ、今後5年間において、検査検定3法人全体の人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに非常勤職員給与及び人</p>	<p>2 職員の人事に関する計画 (1) 方針 組織の再編統合の検討及び円滑な再編を実施するための検査検定3法人を横断した体制整備を念頭に入れつつ、業務の適切かつ効率的な実施の確保のための適正な人員配置を行う。 (2) 人員に関する指標 業務の効率化を図り、人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)並びに非常勤職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)について、本年度は1%以上の削減を行う。</p>	<p>2 職員の人事に関する計画 (1) 方針 業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、必要な職員の確保に努めた。また、統合法人準備のため3法人作業室に職員2名を配置した。 (2) 人員に関する指標 退職金及び福利厚生費(法定福利及び法定外福利費)並びに非常勤職員給与を除いて、平成17年度人件費決算額506百万円を基準に対前年度比1.4%の削減を行った。また、国家公務員給与と構造改革に準じ、役職員の給与について必要な見直しを行った。</p>

事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)について5%以上の削減を行う。以上に加え、検査検定3法人の統合後においては、法人全体として、管理部門等の効率化、検査検定等業務の重点化及び効率化を行い、統合メリットを發揮することにより、更なる人件費の削減を行う。

また、国家公務員の給与構造改革に合わせ、人事院勧告を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。

(参考)

平成17年度の人件費

540百万円

期初の常勤職員数

72人

検査検定3法人の合計額

5,177百万円

期初の検査検定3法人合計常勤職員数

742人

平成22年度の人件費見込み

507百万円

期末の常勤職員数見込み

68人

検査検定3法人の合計額

4,912百万円

期末の検査検定3法人合計常勤職員数

703人

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関等派遣職員給与に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んで

(3) その他、人材の確保、人材の養成等についての計画

ア 人事院主催の国家公務員採用試験合格者名簿から、職員を任用するとともに、国等が行う研修への職員の参加及び国の機関等との人事交流により、職員の資質向上を図る。

イ 業務内容の高度化及び専門化に対応するとともに、検査技術及び検査能力の向上を図るため、検査技術に関する研修を行う。特に、業務内容の高度化及び専門化に対応し、一層の検査分析能力の向上、業務運営の効率化及び国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上を図るため、検査技術に関する研修を平成18年度は8回実施するとともに、検査担当者に対する技能試験を行う仕組みの導入について検討する。

(3) その他、人材の確保、人材の養成などについての計画

ア 4コースの研修(平成18年度採用者研修、行政研修等)に職員を延べ6名参加させた。

イ 業務内容の高度化及び専門化に対応し、一層の検査分析能力の向上、業務運営の効率化及び国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上を図るため、今年度は11回(80名)の研修を実施するとともに、研修終了時における検査担当者に対する技能試験を1回(1名)行った。

	<p>いない。</p> <p>(3) その他、人材の確保、人材の養成等についての計画</p> <p>ア 人事院主催の国家公務員採用試験合格者名簿から、職員を任用するとともに、国等が行う研修への職員の参加及び国の機関等との人事交流により、職員の資質向上を図る。</p> <p>イ 業務内容の高度化及び専門化に対応するとともに、検査技術及び検査能力の向上を図るため、検査技術に関する研修を行う。</p> <p>特に、業務内容の高度化及び専門化に対応し、一層の検査分析能力の向上、業務運営の効率化及び国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上を図るため、検査技術に関する研修を各年度8回以上行うことができるよう年度計画をたてるとともに、検査担当者に対する技能試験を行う仕組みを導入することにより、人材の計画的な養成を図る。</p>		
<p>3 積立金の処分に関する事項</p> <p>前期中期目標期間中の繰越積立金は、前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した有形固定資産の減価償却等に要する費用に充当する。</p>	<p>3 積立金の処分に関する事項</p> <p>前期中期目標期間中の繰越積立金は、前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した有形固定資産の減価償却等に要する費用に充当する。</p>	<p>3 積立金の処分に関する事項</p> <p>前期中期目標期間中の繰越積立金は、計画に基づき前年度棚卸資産の費用化等のため、前期中期目標期間繰越積立金3,940,447円を取崩し。</p>	